別表第二号第一の注11に次のように加える。

(5)　エリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備については、空中線指向図を添付すること。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	UU	UU

を

第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	UU	
第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備	DS	

に改める。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第八条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七号第三第二号の表中

地上基幹放送局	
一　周波数	
二　占有周波数帯幅	
三　スプリアス発射又は不要発射の強度	
四　空中線電力	
五　総合周波数特性	
	・　四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む（衛星補助放送を行う無線局を除く。）。 ・　五については、演奏所を有するもの（演奏所と直結するものを含む。）（地上基幹放送局（テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。）に限る。

を

地上基幹放送局	
一　周波数	
二　占有周波数帯幅	
三　スプリアス発射又は不要発射の強度	
四　空中線電力	
五　総合周波数特性	
	・　四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む（衛星補助放送を行う無線局を除く。）。 ・　五については、演奏所を有するもの（演奏所と直結するものを含む。）（地上基幹放送局（テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）及びマルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除く。）に限る。
地上一般放送局	
一　周波数	
二　占有周波数帯幅	
三　スプリアス発射又は不要発射の強度	
四　空中線電力	
五　隣接チャンネル漏えい電力	
	・　四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む。

に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

（電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令による改正後の電波法施行規則第七条第二号の二の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間に免許する地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）の免許の有効期間は平成二十五年三月三十一日までとする。

（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）

3　この省令による改正後の無線局免許手続規則第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間においては、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下同じ。）の再免許の申請は、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間において行わなければならないものとする。

○総務省令第二十四号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十一条第一項第三号の二及び第四号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　総務大臣　川端　達夫

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号チ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同号リ中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

第二十条の三中「第十一条第一項第三号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の総務省令で定める基準」を「第十一条第一項第三号の二の総務省令で定める基準」に改める。

第二十条の六中「第十一条第一項第四号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の総務省令で定める基準」を「第十一条第一項第四号の二の総務省令で定める基準」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○総務省令第二十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十五条の規定に基づき、及び同法を実施するため、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　総務大臣　川端　達夫

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。